

令和8年度第5回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和8年度化学物質審議会第2回安全対策部会

第267回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

議事要旨

日 時 令和8年9月14日(月) 13 時 05 分 ～ 14 時 13 分

場 所 厚生労働省内会議室及び オンライン(ハイブリッド)

議 題

1. Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について
2. 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱにおける評価について
審議物質 2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール(#64)【生態影響】
3. その他

議 事

会議は公開で行われた。

○議題1について

- Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について審議が行われ、事務局案が了承された。個別物質の評価結果は、優先評価化学物質 通し番号208「5-ヘプチルオキシラン-2-オン」は、良分解性として、スクリーニング評価・リスク評価を行うこととされた。

○議題2について

- 優先評価化学物質である2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノールのリスク評価(一次)評価Ⅱ(生態影響)について、新たに得られた情報を用いた評価結果(案)の審議が行われ、今後の対応が了承された。

○議題3について

- 環境省より、「スクリーニング評価における生態影響試験情報が得られない物質への生態毒性予測手法の活用を検討状況」について報告がなされ、科学的妥当性を大前提としつつ、活用する方向性については賛同された。他方、今後に向け、委員より以下の要望があった。
 - ・「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方」に従い、制度への利用可能性に関する科学的エビデンスを提示すること(生態毒性予測システム KATE(ケイト、KAshinhou Tool for Ecotoxicity)の概要、特性、適用範囲、推計精度の検証結果(実測値と予測値の比較結果等)、他の予測ツールとの比較結果の提示等)
 - ・少なくとも構造が明確で KATE 等の適用範囲にある物質については国が事前に予測を実施するなど、事実上の事業者負担の増加につながらない仕組みとすること
 - ・透明性確保のため、専門家による信頼性評価の基準を明確化すること
 - ・類似物質の定義等については、化審法全体の方向性との整合を図ることこれらの要望を踏まえた内容となる資料を作成の上、次回以降の審議会で審議することとなった。環境省より、来年度以降スクリーニング評価において活用したいと考えている旨、発言があった。